
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第 21 号 (2009 年 12 月 18 日)

12 月 16 日(水)13:25 東京地裁 522 号法廷

二次訴訟 敗訴
国(外務省)側の主張
そのまま認めた

目次	
二次訴訟判決	1 - 4
三次訴訟第 5 回口頭弁論	5 - 6
総会とシンポジウムのお知らせ	7
総会資料	8 - 11
事務局だより	12

不当判決！

裁判長 主文のみ読み上げ
わずか 30 秒で閉廷

主文

1. 本件訴えのうち外務大臣が別紙一部不開示文書目録 1 記載の各行政文書の不開示部分を開示すべき旨を命ずることを求める請求に係る部分をいずれも却下する。
2. 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
3. 訴訟費用は原告らの負担とする。

判決文は <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/> をご覧ください。

報告集会 14:00~15:30 星陵会館 4A + 4B

司会 山本 さき ほど、あっという間に終わった法廷に私も居たのですが、本当に何を考えているのか、という感じの判決だったのですけれども、内容については分かりませんでしたので、これから報告集会ということで始めさせていただきたいと思えます。

東澤弁護士 今日の判決について、私から簡単に説明をさせていただきます。残念ながら、結論としては全面的な棄却です。却下というふうに言われた意味というのは、取消しの理由がないので、その結果、開示しろという義務付けの部分も、理由が無いということです。

判決文は全部で 100 ページ、判決の本体の部分は 50 ページ、あとは別紙とか、当事者の主張というようなものを引用したものです。

何故全面棄却なのか

判決文をさっと読んできたのですけれども、何故、全面的に棄却という結論を出したのか、裁判所は、国(外務省)側の言っていたことをそのまま引用して判断した、という内容です。

どういふことかと言うと、この情報公開訴訟において、不開示にすることが違法だった、すなわち不開示理由がなかったということについて、原告側がきちっと主張、立証しなければいけません。

それに対して、その主張、立証する内容について、国（外務省）側が、例えば外交上不利益を被ると言っていることについて、それを判断できるのは国（外務省）側であって、問題となるのは、その裁量権が間違っただろうか、というだけの問題です。

その裁量権を間違っただろうかということについて、原告が主張、立証しなければいけませんという内容です。ある意味で言えば、簡単な判決になっている、つまり、国側の言っている主張を、一応理由を述べて、だから理由があります、とかいうことです。

それは、個別的に、この情報を隠すことが外交交渉にどう不利益なのか、例えば北朝鮮との今後の交渉にどう影響を与えるのか、そういったことについて、原告側は詳しく、具体的に反論していったのですけれども、そういったことについては一顧だにしていない。裁判所は、国側の言っていることが一応認められるから、それは裁量権を逸脱したものではない、という繰り返しがずっと流れている。

国は政権交代で、行政の情報は

きちんと市民に開示していこうという流れ

裁判所にとっては非常に簡単な判決ですけれども、分解してみると、何故、今の時期にこんな判決が出るんだろうかという疑問を出させるようなものになっているのです。

そういった流れの中で、同じ訴えを退けるにしても、それについて悩みが出てくる筈だと思うのです。ところが悩みがないまま、時代の流れに逆行した結論を導いているという判決ですね。

裁判所は 国側の理屈にならない理屈に、

そのまま乗ってしまった

この判決文を読み、正直言ってがっかりしました。中味についてのきちんとした議論が無いわけです。例えば、この訴訟の大きな部分だった韓国側で全面的に公開している、何故、日本で公開しないのだ、何故それを不開示にする理由があるのだろうか、という点について、韓国側で明らかになったとしても、それが少しでも間違えば、要約の仕方が違ふとか、そういったことがあれば、隠す理由になるのだ、ということです。

国側の、理屈にならない理屈に、そのまま乗っかってしまったというふうに思います。

小町谷弁護士 大変残念でした。最初のところで、総論的に示されているところで裁判所の方針ということが割に明らかになっているところがありまして、

一般に、国の安全や他国又は国際機関との交渉に関する正確かつ詳細な情報は専ら行政機関の長の側に属しており、開示請求をする者及び裁判所は、処分に記録されている内容等を直接には把握することができないことからすれば、被告において、当該部分に係わる行政文書の部分に記録されている情報に係わる事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的、又は典型的にみて、それらに照らし当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当ることを推認するに足りる事情を立証する必要があると解するべきである。

と書いてあるのですけれども、ここで一般的、典型的にみて、というところは、今まで何回か東京地方裁判所の民事2部で出された判決の部分と、相当類似しているところがあります。

非常に驚いたこと

今、読み上げた部分を行政機関の側で、具体的に個別的に主張しなければならないというふうには、まず総論で述べたとしたら、一つ一つの文書について個別とか具体的な立証を国はしなければならないことになった筈なのですけれども、この裁判体はそれを考えておりませんで、一般的、典型的であれば良いと書いてあるところが、でしょうか。

判決文が非常に長いものですから、簡単にしか見ていませんけれども、非常に驚いたことは、文献資料イの部分は、私としては確実に書いていると思っております。ここのところが敗訴したと

というのは非常に驚きでした、
とにかく判決文をよく精査して、今後の対応を考えたいと思っております。

張 弁護士 4日にソウルで開かれた請求権問題と情報公開というシンポジウムで、16日、日本で判決がありますがどうですか、という質問を受けて、全部勝つということは無理かもしれませんが、少なくとも韓国で公開されている同一文書を不開示にしている部分がありますが、その部分についてはいくらなんでも裁判所は韓国で明らかになっているものを、どういう理屈をつけて日本は開示しないということは言えないだろう、さすがにそんな判決は無いだろうと、自信満々で言ってきたのですが、まさか今日、全ての請求を棄却するというような判決が出るとは、全く想像ができませんでした。

どういう理屈をつけているのか、判決文をじっくり読んで検証して、これからどういうふうな争い方をするのかということを考えていきたいと思っております。

裁判だけが全てではない

この裁判でもそうですが、戦後補償裁判でも負けることが多いといった部類の事件なのですが、裁判は一つ的手段ではあるけれども、これが全てではない、ということです。

こういうことを起こすということで、この間の韓国の方でシンポジウムに出たり、大韓のネットワークとか、こういったことを輿論に喚起できたりとかいうことがありますので、敗訴自体は残念ですが、これまでのみなさんの運動と、裁判に勝てる運動と、またこれからの運動とをやって、最後に勝てれば、日本の最高裁判所裁判官、15人いますけれども、15人のうち8人が私たちと同じ考えになれば、結果としてこちらの勝利におわるということなので、具体的な目標をもとに裁判は頑張る、でも本当は、裁判ではなくて岡田外務大臣がこんな無駄な裁判はやめて、もうみんな出しますから、皆さんご苦労さまでしたと言ってくれるのが有難いのです。

裁判は一つ的手段ではありますが、一つ的手段ではあるけれども全てではない、ということだと思います。これからも、みなさんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

日本政府は日韓会談文書を即刻公開せよ

原告 崔 鳳泰

今日、東京地方裁判所は日韓会談文書公開訴訟で、文書公開を求める原告たちに対して、敗訴判決を宣告した。韓国の日帝被害者団体は、上の判決に対して深い遺憾を表明し、もうこれ以上法的な争いを中止し、被害者たちが生存している内に、日本外務省は早急に文書公開の決断を下すことを促す。過去を直視するという鳩山総理の発言が真実ならば、文書公開の真実すら直視できない筈がないではないか？

現在韓国では去る2005年8月日韓会談文書が全面公開され、明らかになった韓国政府の責任を履行するという次元から、「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」が作られ施行中にある。

しかし上の法律は韓国政府の被害者に対する法律で、被害者たちがこの間一貫して要求して来た補償とは距離が遠い。韓国政府は日韓会談文書の公開を通じて法的見解を明らかにし、反人道的不法行為に対する保障責任は日本政府と企業にあると明かした。

われわれは日本政府に問う。韓国政府の言葉が事実なのか？ 万一事実でないならば、日本政府は韓日会談締結時、われわれ強制動員被害者たちに幾らの補償金を与えたのか即刻明らかにし、その根拠を提示せよ。そのようにすることだけが被害者に正義を返してあげる初めの歩みだ。しかしこのような当然の行為すらも、韓日協定が締結されてから44年も過ぎ、被害者たちの限界寿命が幾らも残っていない現在までなされていないことは、法治主義と民主主義を追求する文明国家ではあり得ないことだ。

われわれ韓国の被害者たちは、日本政府が今も作成されてから40余年が過ぎても隠している

日韓会談の文書のせいで、真実を知ることができないまま、法治主義と民主主義を追求する韓国と日本、どちらの国家からも補償にたいする権利を剥奪されたまま、40年が過ぎても人権が踏みじられて来た。

このような反民主主義、反法治主義は、最近の鳩山政権の出帆と併せ、もっとも至急に清算されなければならない。

韓国での長い闘争を通じて、それでも日韓会談文書を公開させ、韓国政府の責任を一部分究明させたが、これを通じて半分の真実が明かされただけである。

日本政府は今からでも、隠している日韓会談の文書を全面公開し、それに対する責任ある姿勢を明らかにすることで、その間の帝国主義侵略戦争と冷戦の暗いトンネルから抜け出て、法治主義、民主主義の明るい道に堂々と進むことを望む。
2009/12/16

原告 李 金珠

私は去る 2007 年早い春、韓日会談文書公開訴訟第 1 回弁論の時、原告の一人として文書公開を促す陳述をした。盧武鉉政権当時、韓国で韓日会談文書が全面公開されたことを民主主義の勝利と見て、日本も自国の国民の知性を信じて文書を公開し、果敢で民主的な決定を下すことを促す内容だった。

以後、日本政府が公開した文書は墨塗りだらけで、これは逆に日本政府が自らこの会談が、それ程恥ずかしいものであったことを満天下に曝け出すことになった。戦後侵略戦争に対する責任を回避して来たと、これからも回避しようとするという事実を、それこそ公然と明らかにしている行為に変わりなかった。

名実共に民主主義と世界平和を表明しながら、これに反する行為をする、このような日本政府に対して、日本の司法府は厳命を下すべきだった。法治国家の名誉を守るためにも、正義の刃を振りかざす必要があった。しかし日本の裁判所は逆に、政府の顔色を覗うような決定したようだ。

日本の裁判所や政府はなぜ、該当文書を堂々と公開し、過去の過ちを修正する作業を遂行しようとならないのか？

日本政府と日本の司法府が、歴史の流れをこれ以上こじらせて隠そうとし、世の中から後ろ指を指されないことを望む。成熟した民主主義国家の公権力として、それに見合った行動を取り、正義の方向に進む世界に即刻進むことを望む。

私の歳はもう 90 歳という、人生の終わりにある。私は貴方たち日本国によって 23 歳の時、夫を失い、生後 8 ヶ月の息子を連れ、つらく淋しい思いを抱いたまま、恨が積った 90 の一生を未亡人として生きて来た。私がこの歳になっても死ぬこともできず、未だに異国の地に行き来する理由は、結婚して 2 年間私に注いでくれた夫の愛を忘れられないからで、このようにつらく淋しかった私の一生に対して、夫を奪って行った日本政府の人権的答弁を聞きたいからだ。私は日本の裁判所が今の安易な決定に留まらず、正義の方向に変化し、これから強く権威のある決定を下すことを望む。日本政府はそのような裁判所の判決を実践に移し、日韓会談文書を完全に公開することで、人権的、民主的な歩みを初めて踏み下ろして欲しい。そのようにして、私もまた、遂に夫の恨を解き、90 年の間休むことの出来なかった私の老いた肉体が、休めるようになることを願う。

二次訴訟

被告 国

上記代表者 法務大臣 千葉景子
処分行政庁 外務大臣 岡田克也

原告

崔鳳泰、李金珠、呂運澤、太田修、田中宏、
西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来、梁澄子

三次訴訟 第 5 回口頭弁論

12月8日(火)10:30～ 東京地裁 522号法廷

裁判長発言

ようやく先が見えてきた

今回提出された準備書面

原告準備書面(3) 原告準備書面(4) 証拠説明書(4) 甲第109号証

国側準備書面(4) 証拠説明書(5)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>をごらんください。

報告集会 11:00～12:00 弁護士会館 10F 1005号室

東澤弁護士 三次訴訟は、国（外務省）側が不開示理由を1から8まで分けており、1が一番多くて300文書近くあり、あとは少なくなっています。

	不開示の理由	文書数	今回提出された書面	来年提出される書面
1	韓国あるいは北朝鮮との間の、交渉上不利益になる	259		国側主張 2月 4月 6月 8月 10月 12月
2	韓国との信頼関係が無くなる	109	国側主張の準備書面(4)	
3	竹島問題	48		
4	犯罪の予防に関連するもの	11	原告反論の準備書面(4)	
5	海上保安庁の警備体制（竹島、李ライン周辺での拿捕）	2	原告反論の準備書面(3)	
6	他国との信頼関係、国の安全、公共の安全・秩序維持	3		
7	個人情報、外交事務の適正な遂行	4		
8	個人情報、他国との信頼関係	2		

前回までに国（外務省）側は、不開示理由3 = 外交交渉に影響を与えるという理由によって不開示とした文書、これがかなりの量（48）あったわけですが、それに対して今回、私どもの方から100頁を超える反論の文書を出しました。

国（外務省）側は、不開示理由2（100文書）に入りまして、今回と、次回2月までに主張を出すということになります。

裁判官が、「ようやく、先が見えてきましたね」と言ったのは、不開示理由2までがやっと終わって、最後の不開示理由1（300文書）への、国（外務省）側主張が、次々回に届く、ということです。

ところが「不開示理由1は300文書ありますが、国（外務省）側は一回に出来るのは50文書なので、それを2ヶ月の期日でやっていくと、これだけで10ヶ月というのは幾らなんでもひど過ぎる」と、途中、小町谷弁護士が発言したのです。

今回、我々は不開示理由5と4に対して書面を出したのですが、主張のポイントは、不開示理由5は、海上保安庁、竹島、李ラインの周辺で船が拿捕されたというのに対して、どのような警備体制をとっているか、という情報を隠しているわけですね。もう一つは、外交交渉に影響を与える、ということで、たとえば竹島に関する文書は開示できない、と

いうわけです。

国(外務省)側の主張は、法律に書いてあるのとは全然違う不開示の理由を挙げている。例えばこれを公開すると、内部で討論ができなくなる。しかし外交交渉になるとそんなことは理由にならないわけです。外交交渉に支障があるといった時は、現在、または将来の外交交渉であって、昔の外交交渉がどうだったかということが、何故、現在の問題に影響が出てくるのか

もう一つは竹島問題ですが、全部不開示というのもあります。不開示理由にしているのは、竹島問題に関する具体的な検討が記載されているので全部不開示とした。それでは分からないでしょうと。竹島問題については外務省が一杯文書を出して、一生懸命自分達の主張の根拠を説明しているわけです。何故、その文書が、不開示にしなければならない理由になっているのか、全然説明もしない。竹島問題に関する具体的な検討が記載されているだけでは、裁判所だって検討のしようがない、

これが何故竹島問題の中で、外交交渉に影響を与えるのか、そういったものを具体的に主張してくれと、そういうことを準備書面で言っています。

国側の主張が終わるのに来年いっぱいかかる見通しなので、前回、崔弁護士が言ったように、政権が変わったことで、何か抜本的な解決が必要だなというのが私の感想です。

小町谷弁護士

政権が変わったことで動きがあるのかなと思ったことをお伝えしますと、先日、共同通信に行く用事がありまして、共同通信の方からある外交文書を見せてもらったのですが、中国の会談文書のようなものでしたが、電信文なのです。それは全部極秘がうってありまして、通常だと今までそういうものは見せない非開示だったものですが、共同通信の方が請求したら出てきたのです。そういうものが出てくるようになったのは、もしかすると内部での公開基準の見直しか何かがあって、出来る限り公開しようということで動いているかも知れない、という感触を強く持ちました。

民主党政権自身が、政策の中心に情報公開を掲げていることなので、外務大臣だけではなくて、他にも働きかけて、開示の勢いをすすめる必要があるのではないのかと考えております。

私自身は裁判長の裁判進行指揮に不満なところがありまして、通常、原告の方の都合で、原告も業務で忙しいので2ヶ月かかりますと言うとしたら、それは笑止千万なわけですよ。何故国だけが忙しいとか、業務があるとかいうとそれが正当化されるのかと、前からずっと疑問に思っていました。もともと自分たちで不開示決定したのだから、不開示の理由がすぐ言えないというのがおかしいと思うのですね。50ずつを二ヶ月というのを聞いて、「えっ」と思ってしまって、今日法廷で発言しました。

こうしてつらつらやっていると、また判決が出た後に控訴審に上がるといつまでも同じことになってしまうので、促進するために何かしなければなりませんし、それはこちらも内部でやりますが、みなさんの方でも進めていただきたいと思います。

三次訴訟 第6回口頭弁論

2010年2月23日(火)

10:30 ~ 東京地裁522号法廷

三次訴訟 第7回口頭弁論

2010年4月21日(水)

10:30 ~ 東京地裁522号法廷

12月23日(水・休)

総会とシンポジウム

東京しごとセンターセミナー室(5F)
JR飯田橋下車徒歩5分

総会：1時～2時

2009年度 活動報告と決算報告の審議
弁護団報告
2010年度 提案事項と予算案の審議

国際学術シンポジウム 2時～5時

テーマ：韓日両国の文書公開から見た
1965年の韓日協定と請求権問題

シンポジスト 韓国 キムチャンロク 金昌録氏(慶北大学校教授)
キムミンチョル 金敏喆氏(民族問題研究所責任研究員)
日本 岩月浩二氏(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊弁護士)
島田広氏(不二越裁判弁護士)

司会&通訳 イーヤンス 李洋秀氏(当会・事務局次長)

民族問題研究所からの呼びかけによって、12月4日(金)ソウルで開催されたシンポジウムの日本版です。

民族問題研究所は植民主義の完全な終息と、誤った歴史を正すために、歴史研究と実践に努力して来たとし、その一環として植民主義清算の障害になって来た「韓日協定」に対して研究と出版、学術会議開催などをしてきました。

今回、民族問題研究所は、日本の「日韓文書全面公開を求める会」と共催で、個人請求権問題が「韓日協定」でどのように扱われたかを、公開された文書を通じて確認することで、強制動員被害者の被害回復の一助になろうと、国際学術会議を用意しました。また文書公開の意味を情報と権力、民主化という側面からも悩んでみようと思います。

今回の学術シンポジウムが、この間の課題を整理し、今後の研究発展と被害者たちの被害回復に、少しでも役に立つことを希望します。

総会資料 2009年度活動報告(2008年12月1日～2009年11月30日)

基本方針

・日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

・外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう

全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。

運動方針

・下記を原告として、二次、三次訴訟をおこなう。

二次訴訟

韓国在住原告	チェボンテ 崔鳳泰、	イクムジュ 李金珠、	ヨウンテク 呂運澤
日本在住原告	太田修、田中宏、西野瑠美子、	山田昭次、吉澤文寿、李鶴来	イーハクネ 梁澄子

三次訴訟

韓国在住原告	崔鳳泰、李金珠、呂運澤、李容洙
日本在住原告	太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来、梁澄子

・支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。

活動報告

弁護団会議開催日

1月22日、2月5日、2月26日
3月19日、4月3日、4月22日
5月24日、6月26日 8月7日、
9月2日、11月12日、11月24日、

役員会

第18回(5月24日)
第19回(6月21日)
第20回(9月27日)

スタッフ会議

第1回 1月30日、
第2回 7月21日、
第3回 8月7日

岡田外務大臣への要請書

10月1日 今野事務所
10月13日 西村外務政務官事務所

二次訴訟

第4回口頭弁論(7月1日)
第5回口頭弁論(4月15日)
第6回口頭弁論(7月8日)
第7回口頭弁論(結審)崔鳳泰氏 陳述。
(2009年10月21日)

三次訴訟

第1回口頭弁論 呂運澤氏陳述
(2008年12月17日)
第2回口頭弁論 李容洙氏陳述
(3月4日)
第3回口頭弁論(5月26日)
第4回口頭弁論(9月1日)

・2008年11月30日現在
サポーター会員 119名
2009年11月30日現在
サポーター会員 123名
1名死亡、1名脱会で実質6名増

・地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。

・韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。

・中部地区第2回ミニ集会
情報公開・オープンな日本社会をめざして

日 時 2009年3月1日 2時～4時

場 所 つながれっとNAGOYA

内 容

パワーポイントによる「日韓会談文書・全面公開を求める会」の紹介
ビデオ、「わたしの北京女性会議」
「これ以上原告らを苦しめないで（法廷用）」

「もうひとつの韓流 ～戦後60年の韓国を訪ねて～」一部上映

お話「チマ・チョゴリと戦争」（光州遺族会会長・李金珠さん（90歳））

「竹島（独島）」は、日本・韓国、どっちの領土？（外務省公開文書6万頁の中から、法令を発見した李洋秀さん

・訪韓 1月21日、崔鳳泰弁護士からの要請を受け、小竹事務局長、李洋秀事務局次長。

訪韓

9時30分、日帝被害者共済準備室を訪問後李洋秀事務局次長は東北アジア歴史財団と記者たちへ講演をおこなった。

12時、小竹事務局長は韓国会員と歴史研究会・水曜懇談会のみなさんに、「日韓会談文書・全面公開を求める会」三年間の運動をパワーポイント（20分）で紹介した。

15時から、超党派の国会議員懇談会では。パワーポイントにより当会の活動を紹介したあと、竹島（独島）政令は、韓国公開文書と日本公開文書との照合作業中に発見したことを李洋秀事務局次長が説明。

韓国 KBS から取材の申込み

この訪韓は中央日報等、韓国の新聞で大きく取り上げられ、その後、韓国 KBS から取材の申込みを受けることになった。

KBS ラジオ 1 『おはようございます。閔(ミン)ギョンウクです』

1月27日午前6時45分から6分間。

電話インタビューには、李事務局次長が応じ、会の紹介や、勝訴の見込みについて語った

KBS テレビ時事企画 サム 「供託金 2 億円の秘密」

5 月 19 日 午後 10 時から韓国全土で放映。
内容：日韓請求権協定による植民地支配の清算について、強制労働被害者の立場から疑問を投げかける。日本企業が強制労働による賃金分として供託した金額が 2 億円を超え、これがいまだに清算されていない事実を告発する。

11 月 27 日午後 7 時半から
韓国 KBS テレビ蔚山 KBS 開局特集「庚戌国恥 100 年特別企画」

内容：日韓の真相究明の動きや、日韓会談文書を公開する会の活動、裁判の様子等

JP News 取材

11 月 26 日、当会事務所に「日韓会談文書公開訴訟と運動について」の連続記事を書きたいと
パクチョルヒョン
朴 哲 鉉 記者が取材に来たので、李洋秀事務局次長と対応した。

[http://jpnews.kr/sub_read.html?uid=2833
§ion=sc1§ion2=](http://jpnews.kr/sub_read.html?uid=2833§ion=sc1§ion2=)

学術会議

民族問題研究所との共催で 12 月 4 日（金）ソウルで開催されたシンポジウムの準備

8 月 3 日 キムミンチョル 金 敏 喆 氏と打合せ
10 月 23 日 "

光州市民の会

8 月 1 日 江東区の海員会館でパワーポイントを使って会の活動を紹介

・情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。

1 . 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。

2 . 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。

1 . 8 月、原告メーリングリストを Nikkanbunshyo に統合。

2 . ニュース発行

第 16 号（1 月 30 日）

第 17 号（5 月 13 日）

第 18 号（7 月 21 日）

第 19 号（10 月 11 日）

第 20 号（11 月 5 日）

<p>3 . ホームページにより最新情報を提供する。</p>	<p>3 . アクセス数 1月18日 9007 4月24日 10006 11月30日 12058</p>
<p>4 . 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。</p>	<p>4 . 2008年12月23日 日韓会談文書公開裁判の到達点と課題 ～ここまで分かった日韓会談～ 内海愛子氏（早稲田大学客員教授） 崔鳳泰氏（弁護士・韓国代表原告） 中島昭夫氏（元・朝日新聞記者） 吉澤文寿氏（当会・共同代表） 李洋秀氏（当会・事務局次長） 司会 太田修氏（当会・共同代表）</p>
<p>5 . 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。</p>	<p>5 . 2008年12月23日</p>

審議事項

第20回役員会記録 9月27日（日）

常勤役員について

常勤役員代行は、役員全員の賛成によって田中宏氏に決定しました。

山田昭次氏、共同代表辞任の件

前常勤役員の子田昭次氏から、9月20日、現在関わっている運動が多忙であり、また、健康上の不安があるので、今年度をもって共同代表を辞任する旨の辞表が提出されたので、総会に諮ることとなりました。

ホームページ担当の安田多香子さんを役員に推薦する

2009年度決算報告と2010年度予算案は、今回の不当判決により、予定していた紙面が足りなくなりましたので、総会の当日に提出いたします。

会員の42%

4年間の未納は59万円

会 員 153名
未納者 61名（39%）

未納金額 = 374,000円

サ会員 128名
未納者 57名（44%）

未納金額 = 217,000円

合計金額 = 591,000円



事務局だより

12月4日 ソウル

シンポジウム

発言から抜粋 小竹弘子

情報公開の水準と、民主主義 二次訴訟 不当判決

東京新聞が掲載 12月17日朝刊
(特報記事)

篠ヶ崎裕司記者

**日韓国交文書 黒塗りする外務省
変わらぬ非公開体質
韓国では公開「隠す意味ない」**

前文のみ

東京地裁は16日、日韓国交正常化交渉をめぐる外交文書公開に関する訴訟の判決で、日韓両国の研究者や弁護士らが求めた全面公開の訴えを退けた。

だが、これまでに外務省が部分開示とした文書を精査すると、韓国側が既に公開した内容も黒塗りされていたことが判明。

同省の非公開体質があらためて浮かびあがった。

12月16日 星陵会館にて
韓国 KBS テレビ蔚山 KBS 開局特集「庚戌国
恥 100年特別企画」
キム・ヨンジンチーム長

世界中の民主主義国家の内、50年も経った政府の記録を、特に相手国が公開した外交文書等を隠蔽する国を、地球上で探すのは難しい。

日本外務省の日韓会談文書隠蔽と、これを助ける日本の裁判所の今回の判決は、日本の民主主義の現況を如実に曝け出した。

ひとつの国家の情報公開の水準と、民主主義の水準は比例する。

この運動を始めたころ、真っ先に読んだ元朝日新聞記者・中島昭夫さんは「使い倒そう！情報公開法」の中で、日本の「情報公開法」は「情報非公開法」であると述べておられた。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という)は、2001年4月1日から施行された。

アジアで最初の情報公開法制定国、韓国に遅れること5年。もちろん、先進諸国の中で日本の成立は最も遅い。まぎれもなく「情報公開後進国」である。

日韓会談文書の公開を求め、夢中で過ごした4年だったが、今、日本の情報公開法が「情報非公開法」であることを「身をもって知った」の一語に尽きる。

10月21日、二次訴訟(結審)の法廷で原告の崔鳳泰弁護士は次のように陳述された。

「法治主義国家において、被害者が誰を相手に権利を主張しなければならないのかを曖昧にすることほど、重大な人権侵害はありません」と。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠子
山田昭次 吉澤文寿

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsyo@yahoo.co.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>